

厚生労働省長崎労働局発表
平成26年12月1日(月)

長崎労働局労働基準部賃金室

賃金室長 田崎 正彦

室長補佐 松本 一喜

電話 095 - 801 - 0033 内線 308

長崎県特定最低賃金が改定されました

長崎労働局長(小鹿昌也)は、長崎地方最低賃金審議会(会長 井手瑛智子)から下記の3種類の長崎県特定最低賃金の引き上げについて答申を受け、答申通り改正する旨の官報公示をしました。

長崎県内の3種類の特定最低賃金は、今後、それぞれの効力発生日に新しい最低賃金額が適用されます。

長崎労働局においては、県下の各労働基準監督署と共に、最低賃金の周知徹底に努めるとともに、関係機関等に協力をいただきながら周知を図ってまいります。

記

特定最低賃金が適用される業種	最低賃金額(1時間)		効力発生日
	改定前	改定後	
はん用機械器具、生産用機械器具製造業	788円	800円	平成26年12月13日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	726円	734円	平成26年12月31日
船舶製造・修理業、船用機関製造業	800円	810円	平成26年12月31日

特定最低賃金について

特定最低賃金は、特定の産業の関係労使が労働条件の向上又は事業の公正競争の確保の観点から、その産業の基幹的労働者について地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を必要と認める場合に、その労使の申出により設定されているもので、長崎県では上記3業種の事業場で働く労働者に適用されます(従事する仕事や年齢によっては適用が除外される労働者もいます。適用が除外される労働者には長崎県最低賃金(時間額 **677円**)が適用されます。